

Title	中世スカネールの漁業と獨逸ハンザ商人
Sub Title	The Hanseatic merchants in relation to the Hering-Fishery in Skanor in middle ages
Author	高村, 象平(Takamura, Shohei)
Publisher	三田史学会
Publication year	1953
Jtitle	史学 Vol.26, No.3/4 (1953. 6) ,p.56(202)- 72(218)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19530600-0056

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中世スカネールの漁業と獨逸ハンザ商人

高 村 象 平

第十三世紀以降北歐商業圈を掌握した獨逸ハンザ商人の取引商品は、その大部分が外國産のものであつた。勿論獨逸國産品も相當取扱はれている。主なものを列擧すれば、リユーネブルクの鹽、ハルツの銀、ハムブルクの麥酒、ペール島（ヴィスマール市の北方）の小麥、プロイセンの琥珀、ウッパータール及びゾーリンゲン産の刃物等。然しこれ等の國産品の取扱數量は外國産商品のそれに比すれば少なく、價額においても外國品が優つた。ハンザ商人が外國において買入れて流通に附した主要な商品に數へられるものには、露西亞やスカンデナヴィアに産する毛皮（これは獨逸國內の外に廣く西歐諸地に賣却された）、フランドルの毛織物（大部分はハンザ都市を通過して獨逸騎士修道會領、西部露西亞、スカンデナヴィアに轉賣された）、南部瑞典及び丁抹の穀物（リユーベック市で製粉して諾威に再輸出した）、瑞典のバター（ハンザ諸都市の外に諸地で消費された）、瑞典の銅（この大部分はブリュージュやロンドンに運ばれた）等があり、更に丁抹スカネールの鹽鱈と諾威ベルゲンで買付けた棒鱈があつた。

この最後に挙げた棒鱈はかなり長い間ハンザ商人の独占商品であつたから、販路を全歐羅巴に持つ最も重要なハンザ商品であつたといふことが出来る。然しこれと比較すれば、壟斷した期間は短く販路もアルプス以南には及ばなかつたのであるが、スカネール鹽鯡も亦ハンザ商人にとつて甚だ重要であつた。それはアルプス以北の諸地において最高級品として取引されたからだけではない。スカネールの鯡漁業がスカネール市場を生み出したからである。スカネール市場は第十三世紀から約二百年の間北歐における東西兩地方の商品交換の大中心地の一つであつた。當時丁抹王領地であつたこのスカンデナヴィア最南端の小半島（面積十六平方軒）には、毎年八月から十月にかけて鯡漁業のために來往する者、諸國から交易目的で來集する者、合せて數千名に及んだと傳える。彼等は北歐海邊の夏日の下で、或は鯡の漁撈、調製荷造の作業に或はここに集まる各種商品の取引に専念した。その間にあつて優越的地位を擁したのがハンザ商人——ヴェンド諸都市特にリュイベック商人であつた。スカネールに來航するハンザ商人も、他の外地における商業活動の場合と同じく、丁抹國王より幾多の特權を賦與されていた。然し後述する如く彼等は必らずしも丁抹商人に比して厚遇されていたとはいひ難い。それにも拘はらず約三世の間彼等がこの交易において優越した所以を、同地方の鯡漁業と關聯して以下に考察する。

二

ベルゲンにおける鱈漁業の場合と同様に、スカネールの鯡漁業においても漁撈、加工、荷造の作業は現地人の専ら營なむところであつた。丁抹漁夫が漁撈し、丁抹婦女が陸揚げされた鯡を選別し、腸を摘り頭部を切斷し桶に詰めて鹽を

ふる加工・荷造を行なつたのである。後者はスカネール地方の少女や婦人であつてハンザ商人によつて雇傭された者であるが、前者の漁夫に對してハンザ商人は前貸その他の支配關係を結んでいない。彼等漁夫は獨立の丁抹漁夫であつた。ただシトラールズントの講和(一三七〇年)によつてスカネール地方が獨逸ハンザの支配下に置かれた時から數十年間、この鯡漁撈に相當數の獨逸漁夫が従事したことがあつた。彼等は概ねハンザ商人が毎年漁期に連行した者であつて、漁船その他の資材の提供を受けて漁撈したのである。勿論丁抹漁夫を閉め出したわけではないが、獨逸漁夫はハンザの政治的支配を背光として陸揚に便なる場所の奪取を策し、遂に兩國漁夫の間に負傷者を出すこともあつた。⁽¹⁾然しハンザ都市が對丁抹戰爭償金取立のために管理したスカネールその他の四城塞を丁抹に返還して(一三八五年)政治的支配が終ると共に、漁夫間の紛争、提訴の記録はなくなつてゐる。その後も尙漁撈に従事する獨逸漁夫があつたことは、一三八六年から數年後に公布されたスカネール漁業及び商業に關する警察令(Mote)に、獨逸漁夫と丁抹漁夫とは別置すべく、前者は後者の間に居るべからざる旨が規定されてゐることによつて察知し得るが、毎年渡來する獨逸漁夫は年々減少し、再び斯業は丁抹漁夫の專管するところとなつたと做して大過ないであらう。

漁船は四、五名乗組む程度のものであつた。前記の警察令はかなり詳細に漁撈方法について規定し、嚴刑を以て海上秩序の維持を圖つてゐる。例へば漁網を張る時他の漁夫に損失を與えたり、或は網を持たずに出漁し他者の網を利用したりする場合は死刑、夜間又は關稅吏の證票なくして出漁した時は四十マルクの罰金、漁網を乾す際海濱と鯡加工場との通行を阻げた場合は三マルクの罰金、漁夫はディオニオス祭(十月九日)以前に退去すべからざること等々である。⁽³⁾漁期は毎年八月十五日(聖母祭)より十月九日までと定められていたが、魚群の來游狀況によつて七月二十五日(聖ヤ

コブ祭)に始まることもあつた。但し八月二十四日(聖バルトロメウス祭)前に鹽漬した鮓は夏鮓(Sommergut)として價值劣るものと格付されたから、漁期の盛時は九月にあつたわけである。

漁夫の宿泊所はスカネール半島の西海岸及び南海岸の Teie 又は Ieghe と呼ばれた場所に設けた掛小屋であつた。海岸は王領地であつたから國王の許可なくしては建てる事が出来ず、掛小屋料が徴收された。一四九九年の記録によれば一小屋の年額九シリングである。漁撈に對して課された他の賦課には、漁船税、漁獲税、教會への十分一税があつた。漁船税は時に上下したが、舊くは一隻に付き三〇スカネール・ペニヒ、シトラールズント講和以後は一シリング・グロートに引上げられている。漁獲税(Königskauf)は漁船の乗組員一名に付き年間三ワール(二四〇尾)の鮓を現物で國王が徴するもの、シェーファー教授の計算によれば漁獲高の九分乃至一割に當る。これは國王が自家の消費及び城塞居住者の食糧に當てるため毎年一日漁撈賦役を課した舊慣に發するものであつた。教會十分一税も現物納付であつたことは言を俟たない。

漁夫はその漁獲量のうち自家用として半ラスト(六鮓トシ)を除いた殘餘を全部賣却せねばならなかつた。これに違背した場合は三マルクの罰金に加えて鮓の沒收である。その賣價が如何にして決定されたかは詳かでないが、買手側に決定權があつたやうであり、商人と漁夫との間の争いの發生を阻止せんとして代官は種々對策を講じている。然しその紛争の根源となる鮓價格の統一は遂に實施し得なかつた。また果して實行されたか否かは明らかではないが、次の取締禁令が發せられていることは、これに違背する買手側の行動が現實にあつたことを推定せしめる。曰く、漁船から加工場に鮓を運ぶ車が渚にある間に呼び値をしたり値切つたりすること、日出以前に海濱で鮓を買入れること、船に乗じて

海上で鯡を漁夫から先買すること。⁽⁹⁾

陸揚げされた鯡を漁夫から購入するにはスカネール鑄貨を以てすべきであつた。買手が携行した外國鑄貨は國王の兩替者の許で兩替された。但し第十五世紀になれば丁抹の鑄貨制度はリュイーベックのそれに模したから、リュイーベックの鑄貨更にウェンド諸都市鑄貨同盟の發行するものは、丁抹鑄貨と共にスカネールにおいて通用したのである。この鯡購入には三日間の支拂猶豫を置くことが認められていた。これが舊慣であつたのである。⁽¹⁰⁾ かかる現金取引の規定の他方において、商人、漁夫、農民が現物取引をすることは禁止された。その違背を發見された時は、該交換品の沒收と三マルクの罰金とが科されたのである。⁽¹¹⁾ 然しこの制禁は勵行されなかつた。蓋し漁期の全期間に互つてでなくてもそのうちの何回かの取引に必要とする現物を受取るとは、僅々數週間の漁期の間休日をも返上して集約的に作業する漁夫にとつて、⁽¹²⁾ 甚だ便宜であつたからである。現物支拂は必らずしも買手側の利潤追求に發するもののみとはいひ切れない。これを受取る側の立場からも寧ろこれを需める聲があつたことを見ねばならない。

鯡の加工と荷造とは商人の占有地内で行なはれた。スカネール半島には北端にスカネール、これと約二籽半の距離を置いて南端にファールステルボの二小邑があり、これ等の周邊乃至中間地帯に來航商人は居住したが、この彼等の占有地を *fit, fite, vite* と稱する。夫々商人の屬する都市名を冠して、リュイーベック・フィッテ、シトラールズント・フィッテ等々呼ばれた。それは鯡の買入、鹽漬、荷造を行なふ場所であると共に一般商品取引の行なはれる地點でもあつた。但しどのフィッテにおいてもこの加工と商業との兩者が行なはれたのではない。各々に適する地形の差異に應じて、スカネール北方及び東方のフィッテには一般商取引が集中し、ファールステルボのフィッテでは主として鯡取引と加工と

が行なはれた。既述のスカネール市場はこの前者におけるものである。フィッテには簡単な掛小屋が設けられ、商人は補助者と共にここに滞在した。リューベック・フィッテ内には五十戸の掛小屋があり、各戸十名内外を收容したといふ。以てその規模が想像されやう。舊くは掛小屋は毎年新築されたが、第十四世紀には商人の退去後もそのまま存置されるものを生じ、冬季管理料としてスカネール及びファールステルボの城代は一戸に付き一丁抹マルクを徴した⁽¹⁴⁾。そして一四八四年の警察令では毎秋一遅くも聖マルチン祭(十一月十一日)までに引揚げる際掛小屋を焼却することを禁止するに至つて⁽¹⁵⁾いる。この半島近傍に木材を産すること少なかつたからである。

フィッテには右の居住用の掛小屋の外に鯉貯藏所 (Stryteron) もあつた。一四九四年の記録によれば、ファールステルボのハンザ諸都市のフィッテに貯藏所九八戸、丁抹人のもの二三戸、スカネールでは獨逸人のフィッテに貯藏所一一戸、丁抹人のもの四二戸あり、ファールステルボでは各戸より二一シリング四ペニヒを國王に納付し、スカネールでは丁抹人の貯藏所からは九シリング宛、獨逸人からはこれ以上を納付した⁽¹⁶⁾。鯉の加工、荷造は、この貯藏所で商人の雇つた丁抹婦女が行なつたのである。その數は同じく一四九九年にファールステルボに一六七名、スカネールに七名、(後者の數が少な過ぎる理由は不明である。) 彼女達は國王に一五ペニヒ宛を納付して⁽¹⁷⁾いる。一種の所得税である。選別及び加工の際に生じた鯉の屑は商人が勝手に處分することが出来なかつた。この賣拂は國王の權利に屬した。従つて屑は道路や貯藏所の背後に棄てずに、國王の土地である海濱に運ばねばならなかつたのである⁽¹⁸⁾。

要するに鯉漁撈は丁抹漁夫の行なふところであり、鯉の加工はハンザその他の商人の權利に屬した。従つて前述したやうに丁抹漁夫に對する制限と同じく、スカネール市場に來航する獨逸手工業者(桶工、製靴工、仕立工、毛皮工、肉

屋、パン屋等)も自己のためには年間半ラストの鯡を鹽漬することが認められただけであり、船主もその船内で鹽漬加工することを嚴禁されていた⁽¹⁹⁾。僅かにこの例外をなすのは丁抹國王—丁抹代官だけであつたが、これ亦上述の如くその加工し得る數量は漁獲税として徴したものの(全漁獲量の約一割)に限定されたのである。

鯡の加工と並んでその販賣も亦商人の權限であつた。販路は既に觸れたやうにアルプス以北の全歐羅巴に互る。スカネール鯡はその大部分が先づハンザ商人の手によつて夫々の母市に運ばれ次いで歐羅巴各地に販賣されたが、これと並んで一部分はスカネールから直接フランドル、イギリス等に送り出された。それ等の正確な賣却數量は知る由もなく、且つ鯡の漁獲量も年々一定ではあり得ないが、一四九四年のスカネールの關稅記錄に同年の輸出額三、九四三ラストとあり、他の記事にはこの年スカネールにおいて鹽漬されたのは例年より一、〇〇〇ラスト少なかつたとあるのを採れば、⁽²¹⁾ 平年の漁獲量約五、〇〇〇ラスト即ち六〇、〇〇〇鯡トンとなる。また一丁抹史家の研究によれば、年度は異なるが一三九八—一四〇〇年スカネールよりリュイベック向け鯡輸出量は年間六六、五〇〇—七一、〇〇〇鯡トンといふ⁽²²⁾。後者はリュイベックだけのものであるから、更に前記の關稅記錄にこれを徴するならば、一四九四年の三、九四三ラストのうちリュイベック向けは一、二八四ラスト即ち全量の三割強を占めるに過ぎない。これ以上の比較は無意義である故ここには試みないが、ともかく非常に多量の鯡がハンザ商人によつて流通過程に附せられたことは疑ひない。そしてスカネールからの輸出に要した船舶も通算して年間數百隻に及ぶと推定せざるを得ない。ここに獨逸ハンザの海運の培養源としてのスカネール鯡漁業の存在意義が考へられるのである。

(一) HR. I. 2. 61f. S. 460, 150 § 11, 158 § 9, 232 § 10, 266 § 21.

- (2) Dietrich Schäfer, Das Buch des Lübeckischen Vogts auf Schonen. 2. verb. Aufl. Lübeck. 1927. Beil. I. § 47.
- (3) Ebenda, Beil. I. §§ 3, 7, 9, 4, 5, 46, 12, 14, 10, 6, 15, 56.
- (4) Ebenda, Beil. V. 3 § 10.; Lüb. U. IV. S. 131, 132.
- (5) Ebenda, Beil. II. §§ 5, 38, 39.
- (9) Ebenda, Einleitung, S. LVI. 1 Wal=15 Tonne=80 Stückカヌカネールを秤むる機の出置単位であり、換算すると十五トンドに相当す。
- (7) Ebenda, Beil. I. § 13.
- (8) Vgl. Ebenda, Vogtsbuch § 484~488.
- (6) Ebenda, Beil. I §§ 71, 27.
- (10) HU. II. 559 § 1.
- (11) Schäfer, Beil. I. §§ 44.
- (12) Ebenda, Beil. IV. § 4.
- (13) HR. I. 3, 384.
- (14) HR. III. 1. 55 §§ 12, 13.
- (15) Schäfer, Beil. I. § 14.
- (16) Ebenda, Beil. II. §§ 12, 16, 31, 32.
- (17) Ebenda, Beil. II. §§ 19, 35, 43.
- (18) Ebenda, Beil. III. § 20; I. § 76.
- (19) Ebenda, Beil. I. § 26; HR. II. 2. 608 § 6.
- (20) Ebenda, Beil. II. § 6.

(21) Theodor Hirsch und F. A. Vossberg (hrsg.), Caspar Weinreich's Danziger Chronik. Berlin. 1855. S. 85.

(22) Walter Vogel, Bespr. v. Lübeck och Skane marknaden av Curt Weibull, in HGBL. 48. Jg. 1923. S. 142.

三

スカネールの地に毎年來集する者は獨逸ハンザ商人だけではない。丁抹や諾威の商人も、ゾイデルゼー諸都市商人も、イギリス商人も集つた。彼等は種々の商品を舶載し來り、八―十月の間にそれ等を相互に交易すると共に鯡を競つて買入れて歸つた。また丁抹農民もその農産物を同國內におけるよりも高價に賣却出來るためにスカネール市場に屢々現はれた。第十三世紀における丁抹農業の發展、耕地面積の擴大、部落新設の増加の原因には、對岸の獨逸バルト海諸都市の發展と並んでスカネール市場の存在といふ農産物販路の増大が擧げられるやうである。然しスカネール交易において最も重要な商品は鯡であつた。そしてその加工に使用する鹽の交易であつた。スカネールは北歐における最大の鯡市場であると共に鹽市場であつたのである。

鹽はゾイデルゼー諸都市商人によつてベール(佛蘭西)に産するものが搬入された。然しこれに優つて數量の上から多かつたのは對岸リュートネブルク産の鹽であつた。この鹽があつて始めて鯡は遠路輸送に耐える商品となる。これがなければ時には素手で容易に捕獲し得る程であつたといはれるスカネール鯡も、食料又は肥料として地場消費に當てる以外に途はない。従つてリュートネブルク鹽の取引を殆んど壟斷したハンザ商人特にリュートベック商人が、スカネール市場において優位を占めたのは當然であつた。加ふるに鯡を漁夫から購入するには、少くとも正規には貨幣を以てせねばなら

ない。これについてはスカネールとの地理的近接の點において有利な北獨逸ハルツの銀山の存在、そしてその山麓ゴスラールにおいて殆んど原價で銀を買付けたのがリュューベック商人であつたことを見る要がある。彼等はこの銀をその母市においてケルン鑄貨制度（一マルク—一六シリング、一シリング—一二ペニヒ）に倣つて鑄造し、ゴートランドやノヴゴロド市場における商品購入手段とした。スカネールにおいて丁抹漁夫からその日々の漁獲物を買入れるに用ゐたのもこの良質の銀貨である。絶えずリュューベックに流入するハルツの銀は、リュューベック商人が廣く北歐商業圏に雄飛するための資金の源泉であつたが、それと同様に、この銀の支配が前記の鹽の支配と相俟つてリュューベック商人のスカネールにおける優勢的地位を決定したのであつた。

このリュューベック商人更には獨逸ハンザ商人がスカネール及びファールステルポにおいて享受した諸特權——裁判權、關稅、現地人との交易、他地人相互間の交易についての——は、ワルデマール二世（一二〇四—四一年）の時代に得たものと傳へる。但し丁抹とハンザ諸都市との謂はば宿命的な政治的對立關係によつて特權には屢々制限が加へられることがあり、逆に友誼的な國王治下では特權が擴大されたことは言を俟たない。スカネール及びファールステルポの市場と漁場とはワルデマール二世時代以來スカネール法 (Skånors-Lov) なる特別法が施行されたが、同法は國王の市場平和を確保するため甚だ嚴重な刑罰を規定したものであつた。一三二六年リュューベックその他が丁抹國王に對しスカネール及びファールステルポの市場交易に都市法 (berkloch) の適用を求めたのは、この處刑を輕減せんがためである。しかもこの地には毎年非常に多くのハンザ都市民が一時に來集する。それだけに彼等の間に喧嘩・暴行等の發生は避け難く、これ等に基づく罰金収入も尠なからざるものであつた。ハンザがスカネール及びファールステルポにおいて

独自の裁判權の保持を重視した所以である。その裁判權とは、ハンザ諸都市がその任命する監督 (advocati) をして各フィッテにおけるその市民及び他地人に對し裁判權を行使せしめるといふ權利であり、これは他の外地市場におけるハンザの特權に比して特に廣汎な獨立裁判權であつた。

右の監督は、二名以上の商人の陪審の下に裁判を司つただけではない。彼は同時にその都市の代表者であり、商人の指揮者・保護者であつた。スカネール及びファールステルボには、夫々の城代であり國王裁判權の行使者である國王代官が常駐し、また漁期には關稅その他の公課を收納する徵稅官が來任したが、これ等の丁抹當局との交渉も、フィッテにおける諸般の監視乃至警察力の行使も、ハンザ都市監督の權限に屬した。彼等が母市の有力市民、商人から選任された者であることはいふまでもなく、従つて監督自らスカネールにおいて交易を行なひ母市とファールステルボとの海運を營なむことも稀でなかつた。

ハンザの裁判權その他の特權が丁抹國王によつて終局的に確認されたのはシトラールズントの講和においてである。その後一六〇六年クリスチャン四世によつて廢棄されるに至るまでハンザはこれを保持したが、このシトラールズント講和に始まるハンザの眞のスカネール支配時代に、ハンザはその好まざる競争者の閉め出しを策してこれを實行に移した。その結果畧々第十四世紀末にはブラバンや英吉利の商人がスカネールに來航することは熄んだ。⁽⁴⁾ 然しこのハンザの獨占時代とも做すべき時期においても、況してその前後の時期において、スカネール及びファールステルボにおけるハンザ商人は、ここに集る丁抹商人に比して公的負擔の上で必らずしも優遇されたとはいへなかつた。ハンザ商人に全丁抹における關稅免除が公約された場合もスカネール地方はこれの除外例とされるのが恆であつた。⁽⁵⁾ 即ちこの地は稅收の

上から丁抹國王にとつて重要な収入源であつたわけであつて、それだけに、丁抹商人も隨時スカネールからハンザ都市に鯡を積出してゐるが、⁽⁶⁾これ等自國民には減税しても、取引數量においてこれを遙かに超絶したハンザ商人に對しては同一措置を採ることが出来なかつたのであつた。ウルデマイル三世のスカネール法斷簡によれば、丁抹人に對する鯡關税は一ラストに付き一エールトック(一〇ペニヒ)、半ラストに付き五ペニヒ、一鯡トンに付き一ペニヒであり、諾威人はこれの二倍を徴收された。⁽⁷⁾この時のハンザ商人に對する税額は不詳であるが、シェーファー教授は諾威人より低率であつても丁抹人より低率ではあり得なかつたことを論定されている。越えて一三六四年ハンザ代表者と丁抹國王との協定率は鯡一ラストに付き一〇リユーベック・ペニヒであり、⁽⁸⁾シトラールズント講和の際も同じく二〇スカネール・ペニヒ一〇リユーベック・ペニヒである。⁽⁹⁾また一四九四年ファールステルボからのハンザ商人の輸出量三、九四三ラストに對し徴收税額は四一五スカネール・マルク七シリング一ペニヒ、⁽¹⁰⁾即ち一ラスト約二〇スカネール・ペニヒである。しかもこの年同地で丁抹人は一ラストに付き平均一一・七ペニヒしか納付していない。⁽¹¹⁾ハンザ商人に對する税率約六割に當るものしか課されていないのである。この第十五世紀末年は後述する如く既にハンザ支配權の動搖し始めた時期ではあつたが、それにしてもこの一例は、丁抹國王が自國民優遇を講じてゐたことを推察する資料とならう。

スカネールにおいて輸入關税は徴收されてゐない。これは同市場が謂ゆる自由市場であつたことからして當然である。一三六四年の協定、一三七〇年の講和條約に見える鹽關税一ラストに付き二エールトック又は二〇スカネール・ペニヒも「國からの鹽(soltes van dem lande)」と記されていることからして、⁽¹²⁾リユーネブルク又はベールからスカネールに輸入されしかも使用又は賣却されずに剩つた鹽に對する輸出關税と解せねばならない。他の商品 食料品、毛皮、

毛織物、雜貨等——の輸出關稅乃至それ等の差別的徵收については、煩を避けてここには觸れない。要するに輸出關稅賦課に關してハンザ商人は丁抹商人に比して優遇されることなかつたのである。

輸入關稅はなかつたが、市場に輸入した商品乃至ここで賣却された商品に對しては市場稅が課された。fortarich || Marktortug の語に示されるやうに一エールトック即ち一〇スカネール・ペニヒである。⁽¹³⁾これは自國民外國人の區別なく一様に徵收された。但しハンザはこの免除を求めてやまなかつたのであつて、遂に丁抹の政治的混亂期に乗じて一時(一三六八年)その要求を達することが出來たが、⁽¹⁴⁾二年後のシトラールズント講和條約では再び舊に復した。その特權を繼續することは出來なかつたのである。

外地交易においてこれに關與する外地商人を甚だ困惑せしめたものに商品輸出禁止の措置がある。スカネール交易も亦この例外ではなかつた。丁抹諸王は屢々特定商品の國外輸出を禁止した。多く指定されたものは穀物、食肉、馬、家畜等である。例へば第十四世紀の警察令の一項には、穀物の輸出を禁止しこれを犯した場合穀物は沒收され四〇マルクの贖罪金を納むべき旨が規定されている。⁽¹⁵⁾ハンザ諸都市はかかる禁止措置に對して常に解除を求めた。然しその要請が容れられることはなかつた。即ち丁抹國情の變化による解禁を待つ外なかつたのである。これ亦ハンザ商人が丁抹商人よりも厚遇されていたことの一證とならう。この輸出禁止令が該商品購入前に發せられるか、或は買付後に公布されるかによつて、商人の蒙むる被害の程度は全く異なる。ハンザが輸出禁止の免除特例を得ざることは忍ぶとするも、その事前發令だけは是非とも履行するやう強硬に要求したのは當然であつた。⁽¹⁶⁾然しこれについても容れられなかつた。ハンザは丁抹國王の一方的措置に服さざるを得なかつたのである。

以上スカネール市場におけるハンザ商人の商業に課された主なる負擔乃至制限について畧述したが、これ等を以て顧みれば彼等がスカネール交易において占めた指導的地位は丁抹國王の殊遇によるのでなかつたことが認められやう。ではそれは何に基づくものであつたか。それは廣くいへば彼等がその背後に擁する母市の發達である。スカネールに産したまたスカネールにおいて交易される諸商品の大需要者を背後に持つたことである。この販路の掌握について更に狭めていへば、彼等ハンザ商人がスカネール交易における最も重要な商品たる鱈の最大の購入者であつたことである。これには銀と鹽とを支配したことが最も大きな經濟的前提であつた。これと並んでスカネールに對する政治的支配といふ條件も加はる。後者は現實には僅か十五年間のものであつたが、然しその餘映は長く續いた。またこの支配權も一三七〇年に至つて突如現出したものではない。それを培かつた長い準備期を併せて顧慮せねばならない。

然しながらその準備的前段階も含めて約三世紀の經過の後、第十五世約末にはスカネール交易は衰退した。この地におけるハンザ商人の地位も亦これに伴なつた。その原由を次節に畧記する。

- (1) HU. II. 282; シトラールズメントについで II. 294, 351. ヴィスマールについで II. 397.
- (2) 殺人に對しては死刑。負傷せしめた場合は手を打落す。毆打の際は國王及び大司教に四〇マルク宛贖罪金納付。一エーレ (三〇ペニヒ) の盗みには絞首。五ペニヒのものを盗んだ場合は捕縛。(Schäfer, a. a. O. S. CXXXVII.)
- (3) HU. II. 282. § 18. 都市法の刑罰規定は、殺人には三〇マルクの贖罪金。手を打落した場合一五マルク。指を落した時七マルク半、その他の負傷は二マルク。盗みは一〇マルク以上のもの場合に捕縛。(Schäfer, a. a. O. S. CXXXVIII.)
- (4) HR. I. 5. 202, 247 § 8; 255 § 3.
- (5) HU. II. 474 § 9.

- (9) HR. I. 4. 159; Lübb. U. IV. 602.
- (7) Schäfer, a. a. O. S. XC.
- (8) HR. I. 1. 328.
- (6) HR. I. 1. 513 (S. 477).
- (9) Schäfer, Beil. II. § 6.
- (11) Ebenda, Beil. II. § 30. 輸出量八〇ラスト九トン強に對し納稅額四マルク一五シリング九ペニヒである。
- (12) HR. I. 1. 328, 513.
- (13) HJ. II. 397 §§ 2, 4, 7.
- (14) HR. I. 1. 453.
- (15) Schäfer, Beil. I. § 57.
- (16) HR. I. 1. 306 § 23.

四

スカネール交易の衰退は、嘗て非難されたやうなハンザ商人の非行、例へば買入れたものに對して代金を支拂はぬこと、⁽¹⁾或は鯡の容量が不足しているとか桶の兩端と中央部とに異なる品質の鯡を詰めるとかの瞞著行爲が昂じたからではない。その最も大きく作用した原因は、一時北歐の世界市場ともいふべきものであつたスカネールを引續きこの稱呼にふさわしい状態に置くことを肯んじなかつたハンザの獨占欲にあつた。既に觸れたやうにハンザはここに集まる外國商人を閉め出した。歐羅巴各地からの商人の渡來を困難にしたためスカネール市場は弱體化したのである。ハンザの有す

る政治力、經濟力は一時この缺陷を包み隠した。然しそれには限度があつた。やがてその缺陷は露呈されざるを得なかつたのである。のみならずここから閉め出された和蘭や英吉利の商人は、それまでのやうにスカネールをその交易の終端とすることなく、更に進んでバルト海奥地と直接航海するやうになつた。そして彼等の毛織物とバルト海奥地の産物とを交易するのである。既に一三九二年英吉利船はダンチヒより多量の穀物を積出したと傳へる。⁽³⁾これは第十四世紀末以降における航海術の進歩に負ふのであるが、スカネール市場の没落の端緒はこのやうな形で早くも現はれていたのである。

これと並んで彼等の閉め出しの影響は他の面にも生じた。スカネール鯡漁業に参加するを得なくなつた和蘭人は、ここに従来も營んでいた北海の鯡漁業に主力を注ぐに至つた。⁽⁴⁾ 彼等はスカネールにおいて習得した鯡の處理・鹽漬の技術をここに移植した。やがて和蘭鹽鯡はスカネール鹽鯡の恐るべき競争者となつて現はれ始めた。それは一四二〇年代である。これに人爲手段を以てしては阻止し難い自然的條件の變化が加はつた。即ちスカネールに來游する鯡群の漸減である。丁抹における鯡漁場の中心は、ユットランド半島の北部を貫流するリム・フォルドのニーベに移つて行く。ここにおける春季（復活祭を最盛期とする）の漁獲物はアールボルクに陸揚げされて鹽漬された。この鯡の買付及び加工にはアールボルクの丁抹商人が關與した。リェーベックでもアールボルク鯡の容器に特定の焼印を捺して取扱つた。⁽⁵⁾ スカネール鯡の貯藏が少なくなつた春季に購入し得る點において、アールボルク鹽鯡は北歐で需要が多かつたのである。越えて第十六世紀半ばに至ればバルト海における鯡漁業の中心は諾威沿岸の諸地となる。但しこれ等の變化の間にもスカネールに鯡が全く來なくなつたのではない。たゞ毎年初秋の交に二百隻もの漁船が出漁する壯觀が見られなくなつた

だけである。またハンザ商人がスカネールの地を引揚げたのでもない。リュートベックのショーン航行者組合は一五五六年フアールステルポにおける組合會館を新築している。居留地を放棄しようとはしなかつたのである。然しこの後においてもスカネールの地が嘗ての盛況をとり戻すことはなかつた。

ハンザ商人はスカネール市場の衰退に直面して丁抹から引揚げたのではない。却つて進出した。丁抹の諸都市に赴き外地商人 (Gast) として商取引する資格を得た。首都コペンハーゲンにおいては土地を所有し商館を設けている。また丁抹の歳市も訪れた。ここで彼等は丁抹農民と直接取引した。これ等の積極的商行爲は、従來スカネール市場と丁抹消費者との仲繼を行なつてゐた丁抹商人の活動領域を狭めるものに外ならなかつた。後者にはハンザ商人の競争を阻止するだけの實力がまだなかつたのである。かくてハンザ商人は鯡漁業において和蘭商人の進出に抗し得なかつた代りに、丁抹全土において丁抹商人を凌駕しながら第十六世紀を迎へるのであつた。

- (1) HU. II. 397 § 13.
- (2) HR. I, 3. 102.
- (3) Erich Keyser, Danzigs Geschichte, 2. verb. Aufl. Danzig. 1928. S. 52.
- (4) Nelly Gottschalk, Fischereigewerbe und Fischhandel der niederländische Gebiete im Mittelalter. 1927. S. 12.
- (5) Schäfer, Beil. IV. § 5; V. 3. § 12.
- (6) Ernst Baasch, Die Lübecker Schonenfahrer. Lübeck. 1922. S. 18.